

岐阜県建設工事総合評価会議設置要綱

(平成19年1月19日技第836号)

(設置)

第1条 県が発注する建設工事に係る総合評価落札方式、入札時VE方式及び契約後VE方式におけるVE提案の審査等を行うにあたり、学識経験者の意見聴取を行うため、岐阜県建設工事総合評価会議（以下「総合評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合評価会議は、県発注の建設工事に関して、次に掲げる事項について学識経験者の意見聴取を行う。

- (1) 岐阜県一般競争入札における技術提案型総合評価落札方式の試行要領（平成16年4月28日付け工検第51号）第11条、岐阜県発注の建設工事に係る簡易型総合評価落札方式試行要領（平成22年3月29日付け技第1541号）第8条において定める事項及び岐阜県発注の建設工事に係る簡易型（地域型）総合評価落札方式試行要領（平成22年3月29日付け技第1542号）第8条において定める事項
- (2) 岐阜県一般競争入札における入札時VE方式の試行要領（平成14年7月1日付け工検第86号）第8条第6項において定めるVE提案に関する事項
- (3) 岐阜県契約後VE方式の試行要領（平成18年3月14日付け工検第220号）第5条第4項において定めるVE提案に関する事項
- (4) その他多様な入札方式における技術提案等に関する事項

(組織)

第3条 総合評価会議は、5名以内の委員及び7名以内の専門委員（以下、委員等という。）で組織する。

- 2 委員等は、人格、識見等に優れ、中立・公平の立場で客観的にVE提案の意見聴取を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、県が選任する。なお、委員等には国、他県において公共工事の発注者としての実務経験を有する者を含む。
- 3 委員等の任期は2年とする。ただし、委員等が欠けた場合における補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員等は、再任されることができる。
- 5 委員等は非常勤とする。
- 6 委員等の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会議)

第4条 会議は、原則として、毎月招集する。ただし、必要に応じて臨時に会議を招集することができる。

- 2 委員等の2名以上（うち委員1名以上）が出席できない場合は、会議を開催せず個別に意見を聴くことができる。
- 3 総合評価会議は、必要に応じて、専門家や関係者に対し、会議への出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(公表)

第5条 会議は非公開とする。

(委員等の除斥)

第6条 委員等は、第2条の意見聴取について、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第7条 委員等は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 総合評価会議の庶務は、県土整備部技術検査課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合評価会議の運営に関する事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月15日から施行する。